

# 20歳になった皆様と世帯主の方へ 国民年金の加入と保険料のご案内

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の学生・自営業者・無職の方等は、国民年金（第1号被保険者）に加入することが義務づけられています。

## 国民年金のメリット

### 老後を支える終身保障

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

### 万が一の障害や遺族を保障

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

### 納付した保険料の全額が所得から控除

家族の保険料を納付した場合、家族の分もまとめて申告できます。

### 基礎年金の半分は国（税金）が負担

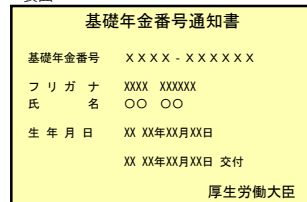
基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

## 同封物をご確認ください

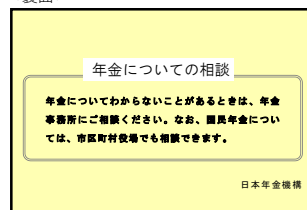
- ① 国民年金保険料納付案内書 ..... 1通
- ② 国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書 ... 1通
- ③ 納付書（前納・上期・下期・各月） ..... 最大 15通  
（「領収（納付受託）済通知書」と記載された横3連の帳票）
- ④ 国民年金の加入と保険料のご案内（本リーフレット） ..... 1通
- ⑤ 基礎年金番号通知書 ..... 1通  
（20歳前に基礎年金番号をお持ちの方には、同封していません。）
- ⑥ 国民年金保険料学生納付特例申請書 ..... 1通
- ⑦ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ..... 1通
- ⑧ 返信用封筒 ..... 1通

※年金手帳に代わり⑤を交付しています。  
※②および⑤は別便にてお送りする場合があります。  
※返信用封筒は、②、⑥、⑦の届出の際にご利用ください。

<表面>



<裏面>



基礎年金番号通知書は、大切に保管してください。

## 外国人のみなさまへ/For residents of various languages

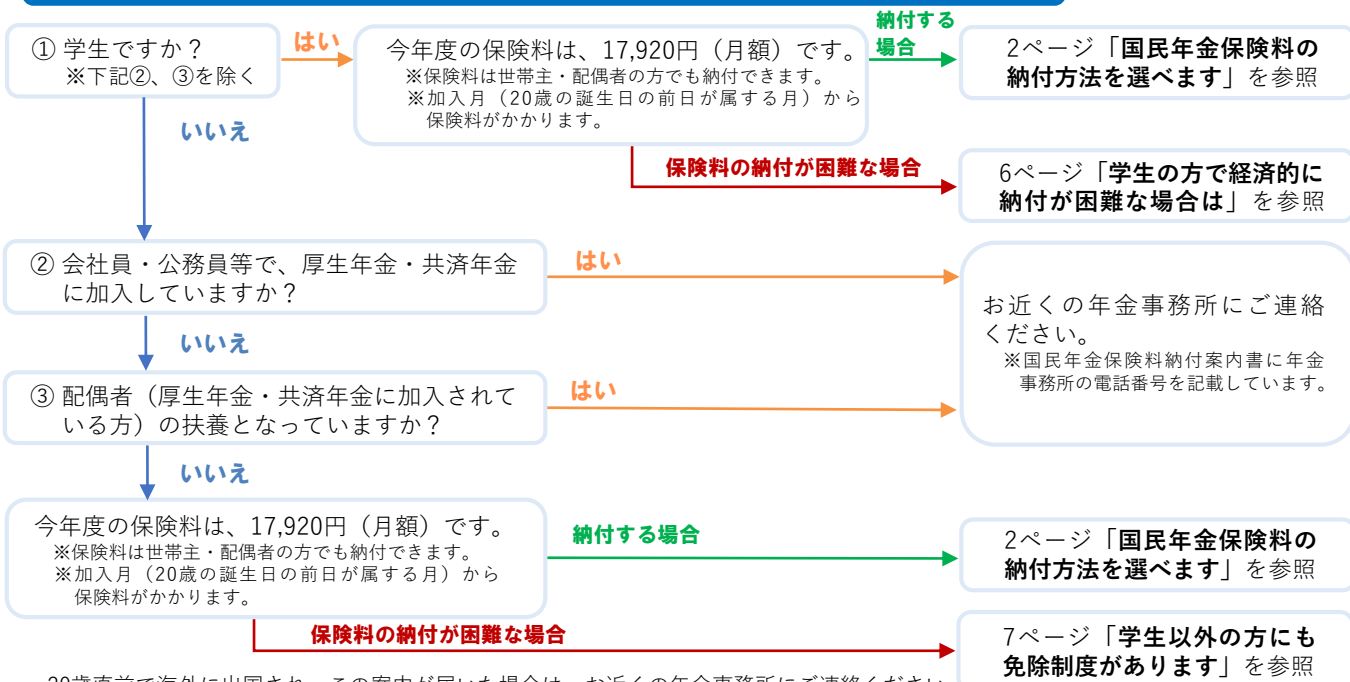
For more information about the national pension system, please visit the Japan Pension Service website.

国民年金 外国人 検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku\\_nenkin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku_nenkin.html)



## 加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします



20歳直前で海外に出国され、この案内が届いた場合は、お近くの年金事務所にご連絡ください。  
諸外国との社会保障協定で定められた適用証明書をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性があります。  
お近くの年金事務所にご相談ください。社会保障協定については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

# 保険料を未納のままにすると

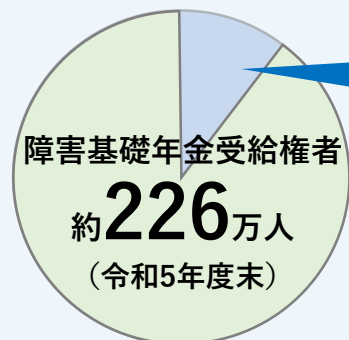
令和8年4月～令和9年3月分の国民年金保険料は、17,920円（月額）です。

保険料の納付期限は翌月末（例えば4月分は5月末まで）です。

障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

不測の事態が起こったときに、年間847,300円※が支給される障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

※令和8年度の障害基礎年金2級および遺族基礎年金の金額です。



このうち20代の受給権者は

約**26.6**万人

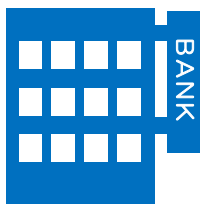
年金は老後の保障だけではありません

## 国民年金保険料の納付方法を選べます



### (1) 納付書

<3ページをご確認ください>



### (2) 口座振替

<4ページをご確認ください>



### (3) クレジット

<5ページをご確認ください>

市（区）役所および町村役場の窓口では納付できません。

年金事務所の窓口では、原則、保険料の領収を行っておりません。

その他、納付に関する注意事項は、同封の「国民年金保険料納付案内書」および「納付書」の裏面をご確認ください。

## 受け取る年金額が増える「付加保険料」の納付もおすすめです

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納付した月数」で計算され、2年以上受け取ると、納付した付加保険料以上の年金が受け取れます。

- 市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所にお申し込みください。後日、納付書をお送りします。
- マイナポータルを利用して電子申請ができます。  
詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。
- 付加保険料の納付は、お申し込みいただいた月分からとなり、前納する場合、前納する期間によって割引されます。
- 国民年金保険料の納付を免除されている方、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納付できません。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)



# 納付書による納付を希望される方

納付書による納付は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、電子納付（ページー、インターネットバンキング等）、またはスマートフォンアプリによる電子決済で利用できます。

## ① 取扱金融機関

全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合

## ② コンビニエンスストア等

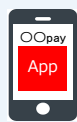
全国のコンビニエンスストア等（詳しくは、納付書裏面をご確認ください）

## ③ 電子納付（Pay-easy）

同封の納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy（ページー）対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

## ④ 電子決済（スマートフォンアプリによる納付）

同封の納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを利用して納付できます。  
対応決済アプリについて、詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。



① 決済アプリを起動



② 納付書に記載されている  
バーコードを読み取る



③ 決済内容を確認

## 保険料額と前納割引額

【令和8年度額】

種類	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
現金	17,920円	—	106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円

## 最大で翌々年3月分まで（2年分）前納できます

2年分の保険料をまとめて前納する場合の納付書は同封しておりませんので、前納の納付書をご希望の際は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

前納は申出月からの開始となりますので、ご希望の際はお早目にお申し出ください。

※国民年金に加入した年度末まで納付し、翌年4月から2年前納をご利用いただくこともできます。

## 【注意事項】

○ 同封の前納用納付書は、使用期限を経過すると、使用できません。

なお、同封の前納用納付書以外にも、前納できる期間がある場合には前納の納付書を新たに発行しますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

<例> 「令和8年5月分～令和9年3月分」前納用納付書の使用期限である令和8年6月1日を過ぎてしまったが、前納したい。

⇒ 年金事務所にお問い合わせいただければ、令和8年6月分から令和9年3月分までの前納の納付書を発行しますので、新たに発行された納付書を使用し、使用期限（令和8年6月30日）までに納付してください。この場合、令和8年5月分の保険料は、各月納付用の納付書で納付が必要です。

○ 「加入月（20歳の誕生日の前日が属する月）から令和9年3月までの各月納付書」と「加入月の翌月から令和9年3月までの前納用納付書」が同封されている場合があります。「加入月の翌月から令和9年3月までの前納用納付書」により納付される場合、加入月の納付も必要ですので、各月の納付書で納付してください。

○ 電子納付や電子決済に使用した納付書は、誤って金融機関等での納付に使用しないでください。

# 口座振替による納付を希望される方

**国民年金保険料口座振替納付申出書  
兼還付金振込方法申出書(年金事務所用)**

国民年金保険料を口座振替により納付したいので申し込みたい。  
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込について、「還付金振込方法」の旨を申し込みたい。

基礎年金番号 生 年 月 日 電 話 番 号 種 別 電 話 番 号

氏 名 住 所

金融機関名 支店名 預金種別 口座番号(右詰め4桁で記入)

種目コード 通 帳 記 号 通帳番号(右詰め4桁で記入)

フリガナ

**国民年金保険料口座振替依頼書  
(金融機関・ゆうちょ銀行用)**

国民年金保険料を口座振替により納付したいので、表面の  
約定を締約のうえ依頼します。

基礎年金番号 生 年 月 日 電 話 番 号 種 別 電 話 番 号

氏 名 住 所

金融機関名 支店名 預金種別 口座番号(右詰め4桁で記入)

種目コード 通 帳 記 号 通帳番号(右詰め4桁で記入)

フリガナ

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割(当月末納付)」や「前納」で納付すると、同じ期間を納付書で納付する場合より割引されます。

## 手続き方法

### 1. 申出書に必要事項を記入

口座振替を希望する場合は、同封の「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」と「国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項をご記入ください。

### 2. 申出書を提出

#### 年金事務所または金融機関・郵便局への提出

お近くの年金事務所窓口または通帳をお持ちの金融機関・郵便局へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

#### オンラインによる申請

マイナポータルとねんきんネットを連携することで、マイナポータルを経由した「ねんきんネット」上での口座振替申出の手続きができます(一部の金融機関では対応できません)。

マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に手続き可能となるので、オンラインにて口座振替申出の手続きを希望される場合は、連携手続きを行った後にお申し込みください。

現金、クレジットカードによる前納と比較して、口座振替による前納の割引額が一番大きくなります

## 保険料額と前納割引額

【令和8年度額】

種類	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
口座振替	17,920円	-	106,300円	1,220円	210,530円	4,510円	417,150円	17,370円
引落日	毎月末日 (申出をいただいた翌月以降)		(上期) 4月末日 (下期) 10月末日		4月末日			

毎月の国民年金保険料を納付期限よりも1カ月早く口座振替すると、保険料が60円割引されます。口座振替による前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替開始時から年度末(または翌年度末)までの保険料をまとめて振替ができます。直近の4月から2年分の保険料の前納(開始)を希望される場合は、振替方法を「2年前納(4月開始)」に選択のうえ、申出書を2月末までに日本年金機構に提出(必着)してください。詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

## 【注意事項】

- 口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後に「国民年金保険料口座振替開始(変更)通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。
- 残高不足で口座からの振替ができなかった場合は「翌月末振替」になります。次の前納振替日までの間、割引がありません。
- 口座振替が開始されるまで、1~2カ月程度かかります。口座振替が開始されるまでは、同封の納付書で納付してください。
- 引落日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。
- イオン銀行およびGMOあおぞらネット銀行以外のインターネット専業銀行では口座振替がご利用できません。
- 国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望することができます。「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。

# クレジットカードによる納付を希望される方

国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書

日本年金機構理事 あり

令和 年 月 日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号(10桁) 申し出する場合は(1)個人番号(または基礎年金番号) 欄に空欄で記入してください。

① 個人番号(または基礎年金番号) ② 生年月日

国民年金被保険者

被保険者氏名 ③ 電話番号種別 ④ 電話番号

1 自宅 2 携帯 3 勤務先 4 その他

住 所

〒

⑤ カード番号(右詰めで記入) ⑥ カード有効期限

月 / 日 / 年

クレジットカード名義人氏名(自署) 被保険者との続柄 電 話 番 号

※クレジットカードの裏面に記載されている番号を記入してください。

ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。

1. アメリカン・エキスプレス 2. イオン 3. NCB日興 4. OC

5. オリエンタル 6. セゾン 7. JCB 8. 三井住友カード(FC)

9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 楽天 12. 楽天ファイナンス

13. 自営選 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. UGJ

17. ライフカード 18. 楽天 19. VISA 20. Master

納付方法

1 毎月納付 2 6カ月前納 3 1年前納 5 2年前納 6 2年前納(4月開始)

※「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」>「1年前納」>「6カ月前納」の順になります。

⑦ ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。

また、支払原簿は「自給」のみさせていただきます(分割払い、分割払い等に利用いただけません)。

⑧ クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※遺族の未払い分の保険料、一部免除(一部納付)されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付をご利用いただけません。

※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄  特定業務契約職員  職員  その他

1枚目 2566 1014 928

クレジットカード納付を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

また、クレジットカードから継続的に納付する方法で、「前納」もできます。

## 手続き方法

### 1. 申出書に必要事項を記入

クレジットカード納付を希望する場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項をご記入ください。

申出書は日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)からダウンロードできます。

### 2. 申請書を提出

お近くの年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

## 保険料額と前納割引額

【令和8年度額】

種類	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
クレジット	17,920円	—	106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円
立替納付日	毎月末日 (申出をいただいた翌月以降)		(上期) 4月末日 (下期) 10月末日		4月末日			

当月分の保険料(17,920円)が当月末に立替納付されます。

クレジットカードによる前納割引額は現金による前納割引額と同じ金額です。

クレジットカードによる前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、立替納付開始時から年度末(または翌年度末)までの保険料をまとめて立替納付ができます。

直近の4月から2年分の保険料の前納(開始)を希望される場合は、納付方法を「2年前納(4月開始)」に選択のうえ、申出書を2月末までに日本年金機構に提出(必着)してください。詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

## 【注意事項】

- 立替納付が開始されるまで、2カ月程度かかります。立替納付が開始されるまでは、同封の納付書で納付してください。
- クレジットカードの有効期限が到来した場合やクレジットカード番号が変更になった場合は、改めて申出書を提出する必要があります。ただし、指定代理納付者が発行するクレジットカードを利用している場合は、有効期限が到来しても、改めて申出書を提出する必要はありません(指定代理納付者は日本年金機構ホームページで確認できます)。
- クレジットカードの名義人が被保険者と異なる場合は、同意書が必要です。同意書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

# 学生の方で経済的に納付が困難な場合は

## 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例が承認された期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、将来の老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になりません。

ただし、10年以内であれば、学生納付特例が承認された期間の保険料をさかのぼって納付すること（追納）で老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。なお、学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

## 学生納付特例の手続きをするメリット

学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るための期間に算入されます。

また、学生納付特例が承認された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

令和8年度の年金額（年額）

障害基礎年金1級・・・1,059,125円 障害基礎年金2級および遺族基礎年金・・・847,300円

## 「学生納付特例」と「未納」の違い

	納付	学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額	含まれる	含まれない	含まれない

いずれかの方法で「国民年金保険料学生納付特例申請書」をご提出ください。

様式コード  
4 6 2 3

**国民年金保険料学生納付特例申請書**

日本年金機構理事長 へて 令和 年 月 日

以下のとおり学生納付特例を申請します。  
また、前年所得の記入内容に間違いがないことを申し立てします。  
この申請に必要本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報）の取扱いについて、市区町村（前住所等）を含む、および日本年金機構に委託します。

〒 \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

被保険者氏名： \_\_\_\_\_

学生納付特例申請人等 市区町村 日本年金機構

※高学年番号（10桁）で申請する場合は「(1)個人番号(または高学年番号)」欄に在籍のてご記入ください。

A	1. 個人番号 (または基礎 年金番号)	2. 生年月日	5. 昭和	6. 平成	7. 令和
B	3. 氏名 (フリガナ)	4. 電話番号	1. 自宅	2. 携帯電話	3. 勤務先
			4. その他		

5. 申請期間 (令和 年 月 から 令和 年 月 まで)	6. 在学予定 期間 (入学年月) 令和 年 月 から (卒業予定年月) 令和 年 月 まで
7. 学校の名称	8. 学校の所在地 都 道 府 県

B	9. 学生の区分 1. 学生(学位あり) 2. 通債制・通信課程 3. 科目履修生	4. 研究生 5. その他 ( )	※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
10. 学生証の有効期限	令和 年 月 まで有効 ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。		

11. 前年所得	1. なし 2. あり(128万円以下) 3. あり(128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり( )・なし】		
12. 特例認定区分(4桁)	1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他( )		

13. 備考

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認印  学生証確認印

**【留意事項】**

- 学生証のコピーをA4判で添付してください。
- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
- 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

53年
2604 1016 020

## マイナポータルを利用した電子申請

- ① マイナンバーカードと学生証をご準備いただき、マイナポータルにログインしてください。
- ② マイナポータルのトップ画面で「年金」を選択し、遷移先の『年金』画面で『国民年金保険料の免除』で「学生納付特例」を選択してください。
- ③ 『国民年金に関する手続』画面で「保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例」を選択してください。
- ④ 案内に沿って必要事項を入力して申請を行ってください。  
申請の際は、学生証の画像または在学証明書の画像のアップロードが必要です。

## 同封の「学生納付特例申請書」による申請

- ① 申請書に必要事項をご記入ください。  
紛失や書き損じの場合は、市(区)役所または町村役場の国民年金の担当窓口、もしくは年金事務所の窓口、日本年金機構ホームページでも入手できます。
- ② 学生証の写しまたは在学証明書を添付し申請書をご提出ください。  
住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金の担当窓口、もしくは年金事務所の窓口にご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

## 在学中の学校でもお手続きができる場合があります

在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う法人として指定を受けている場合は、学校等で申請書の提出ができます。指定を受けている学校等は日本年金機構ホームページで確認できます。



# 年金制度に加入したら「ねんきんネット」に登録を

■ねんきんネットは、年金記録の確認、年金見込額の試算、通知書の閲覧、年金に関する各種手続き等が行えるサービスです！



■「マイナポータル」から簡単に利用登録をすることができます。

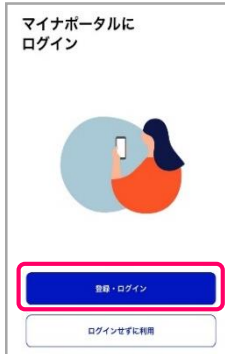
※マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に手続き可能となります。

ねんきんネット 検索  
https://www.nenkin.go.jp/n\_net/

STEP 1

## マイナポータルにログイン

マイナポータルアプリのTOPページ「登録・ログイン」を選択し、数字4桁のパスワードとマイナンバーカードを用いてログイン



STEP 2

## マイナポータルからねんきんネットのご利用（連携）手続き

マイナポータルTOP画面の「年金」を選択。年金メニュー画面の「連携をはじめる」を選択し、ねんきんネットの利用（マイナポータルとねんきんネットの連携）を申込。⇒手続き完了！

STEP 3

## ねんきんネットの利用開始

ねんきんネットの各機能は、左上の「メニュー」から選択

※マイナポータルから利用登録する場合の利用登録が可能な時間は、平日8時から23時までです。

※利用登録後は、24時間いつでも「ねんきんネット」をご利用いただけます。



ぜひ、ねんきんネットの便利な機能をご利用ください！

## 国民年金加入後の注意事項等

### 保険料の納付または保険料免除等の手続きは忘れずに

#### 国民年金保険料を未納のままにすると

被保険者はもとより連帯納付義務者である世帯主または配偶者の財産が差し押さえられることがあります。また、納付期限の翌日から法の定める延滞金が課されることがあります。

#### 国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して電話や文書による納付督促を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間にも行っています）。委託事業の詳しい内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページで確認できます。民間事業者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。

### 産前産後期間は国民年金保険料の納付が免除になります（免除には届出が必要です）

出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4カ月間は、届出により、保険料が免除になります。免除になった期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。制度や届出について、詳しくは、右記二次元コードをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/sanzensango.html>



### 令和8年10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります

所得にかかわらず子どもを養育する父母（養父母を含む）について、子どもが1歳になるまでの期間は、届出により、保険料が免除になります。産前産後免除と同様、納付したものととして将来の年金額に反映されます。制度や届出について、詳しくは、右記二次元コードをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/ikujimenjo.html>



### 一般的な国民年金の加入・保険料に関するお問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ

お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号または個人番号がわかるものをご用意ください



0570-003-004

全国一律の通話料金でご利用いただけます。通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合（東京）03-6630-2525

【受付時間】月～金曜日 8:30～19:00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。第2土曜日※ 9:30～16:00

代理の方がおかけになる場合

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

お電話が繋がりにくい場合は、恐れ入りますが納付案内書に記載の年金事務所へお電話いただきますようお願いいたします。